

新旧対照表

○千葉県自然環境保全条例施行規則

改正後	改正前
<p>千葉県自然環境保全条例施行規則 昭和四十九年一月三十日 規則第四号</p>	<p>千葉県自然環境保全条例施行規則 昭和四十九年一月三十日 規則第四号</p>
<p>改正 昭和五三年 四月 一日規則第 昭和五七年一二月一七日規則第 一八号 七七号 平成 元年 一月二四日規則第 平成 四年 四月 三日規則第 七号 六三号 平成一〇年 八月一八日規則第 平成一一年一二月二八日規則第 七四号 八九号 平成一二年 三月二八日規則第 平成一六年 四月 一日規則第 四一号 八〇号 平成一七年 三月二五日規則第 平成一七年一二月 二日規則第 四一号 一九〇号 平成一八年 三月一七日規則第 平成二〇年 三月一四日規則第 一八号 一〇号 平成二一年 三月一七日規則第 平成二三年 三月三一日規則第 九号 四〇号 平成二四年 三月三〇日規則第 平成二五年 三月一五日規則第 四五号 二〇号 平成二七年 五月二八日規則第 平成二七年一〇月 二日規則第 四五号 五八号 平成二八年 三月三一日規則第 平成三一年 三月二九日規則第 三七号 二一号</p>	<p>改正 昭和五三年 四月 一日規則第 昭和五七年一二月一七日規則第 一八号 七七号 平成 元年 一月二四日規則第 平成 四年 四月 三日規則第 七号 六三号 平成一〇年 八月一八日規則第 平成一一年一二月二八日規則第 七四号 八九号 平成一二年 三月二八日規則第 平成一六年 四月 一日規則第 四一号 八〇号 平成一七年 三月二五日規則第 平成一七年一二月 二日規則第 四一号 一九〇号 平成一八年 三月一七日規則第 平成二〇年 三月一四日規則第 一八号 一〇号 平成二一年 三月一七日規則第 平成二三年 三月三一日規則第 九号 四〇号 平成二四年 三月三〇日規則第 平成二五年 三月一五日規則第 四五号 二〇号 平成二七年 五月二八日規則第 平成二七年一〇月 二日規則第 四五号 五八号 平成二八年 三月三一日規則第 平成三一年 三月二九日規則第 三七号 二一号</p>
<p>千葉県自然環境保全条例施行規則</p>	<p>千葉県自然環境保全条例施行規則</p>
<p>目次 第一章 総則（第一条） 第二章 自然環境保全地域（第二条—第二十四条） 第三章 郷土環境保全地域（第二十五条—第三十二条） 第四章 緑地環境保全地域（第三十三条—第四十条）</p>	<p>目次 第一章 総則（第一条） 第二章 自然環境保全地域（第二条—第二十四条） 第三章 郷土環境保全地域（第二十五条—第三十二条） 第四章 緑地環境保全地域（第三十三条—第四十条）</p>

改正後	改正前
<p>第五章 協定（第四十一条・第四十二条） 第六章 雑則（第四十三条―第五十一条） 附則</p> <p>第一章 総則 （趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二章 自然環境保全地域 （自然環境保全地域の最低面積等）</p> <p>第二条 条例第六条第一項第一号の規則で定める面積は、十ヘクタールとする。</p> <p>2 条例第六条第一項第二号及び第三号の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。</p> <p>3 条例第六条第一項第四号の規則で定める土地の区域は植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とし、同号の規則で定める面積は一ヘクタールとする。</p> <p>（自然環境保全地域の指定等の案の公告）</p> <p>第三条 条例第六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 自然環境保全地域の名称 二 自然環境保全地域（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域 三 自然環境保全地域に指定する理由 四 自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所</p> <p>2 条例第七条第四項において準用する条例第六条第三項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 保全計画の決定又は変更の案の概要 二 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所 （公聴会の開催の公告等）</p> <p>第四条 知事は、条例第六条第五項（同条第八項、条例第七条第四項、条例第十五条第三項、条例第十六条第二項、条例第二十条第二項及び条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、開催の日時及び場所並びに公聴会において意見をきこうとす</p>	<p>第五章 協定（第四十一条・第四十二条） 第六章 雑則（第四十三条―第五十一条） 附則</p> <p>第一章 総則 （趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二章 自然環境保全地域 （自然環境保全地域の最低面積等）</p> <p>第二条 条例第六条第一項第一号の規則で定める面積は、十ヘクタールとする。</p> <p>2 条例第六条第一項第二号及び第三号の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。</p> <p>3 条例第六条第一項第四号の規則で定める土地の区域は植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とし、同号の規則で定める面積は一ヘクタールとする。</p> <p>（自然環境保全地域の指定等の案の公告）</p> <p>第三条 条例第六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 自然環境保全地域の名称 二 自然環境保全地域（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域 三 自然環境保全地域に指定する理由 四 自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所</p> <p>2 条例第七条第四項において準用する条例第六条第三項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 保全計画の決定又は変更の案の概要 二 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所 （公聴会の開催の公告等）</p> <p>第四条 知事は、条例第六条第五項（同条第八項、条例第七条第四項、条例第十五条第三項、条例第十六条第二項、条例第二十条第二項及び条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、開催の日時及び場所並びに公聴会において意見をきこうとす</p>

改正後	改正前
<p>る案件を公告するとともに、条例第六条第四項（同条第六項、条例第七条第四項、条例第十五条第三項、条例第十六条第二項、条例第二十条第二項及び条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出した者のうち異議のある旨の意見書を提出した者その他当該案件に関し意見をきく必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p>	<p>る案件を公告するとともに、条例第六条第四項（同条第六項、条例第七条第四項、条例第十五条第三項、条例第十六条第二項、条例第二十条第二項及び条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出した者のうち異議のある旨の意見書を提出した者その他当該案件に関し意見をきく必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p>
<p>2 前項の公告は、公聴会の開催日の三週間前までに行うものとする。 （公聴会の議長）</p>	<p>2 前項の公告は、公聴会の開催日の三週間前までに行うものとする。 （公聴会の議長）</p>
<p>第五条 公聴会は、知事又はその指名する県の職員が議長となり、これを主宰する。 （公述人の陳述等）</p>	<p>第五条 公聴会は、知事又はその指名する県の職員が議長となり、これを主宰する。 （公述人の陳述等）</p>
<p>第六条 公聴会においては、議長は、公述人のうち、まず異議がある旨の意見書を提出した者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。</p>	<p>第六条 公聴会においては、議長は、公述人のうち、まず異議がある旨の意見書を提出した者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。</p>
<p>2 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。</p>	<p>2 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。</p>
<p>3 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。</p>	<p>3 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。</p>
<p>4 公述人及び前項の規定により発言を許された者（以下「公述人等」という。）の発言は、意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。</p>	<p>4 公述人及び前項の規定により発言を許された者（以下「公述人等」という。）の発言は、意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。</p>
<p>5 議長は、公述人等が前項の範囲をこえて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p>	<p>5 議長は、公述人等が前項の範囲をこえて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p>
<p>6 議長は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、公述人等の時間を制限し、かつ、公述人の陳述の順序を定めることができる。</p>	<p>6 議長は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、公述人等の時間を制限し、かつ、公述人の陳述の順序を定めることができる。</p>
<p>（公聴会の秩序維持）</p>	<p>（公聴会の秩序維持）</p>
<p>第七条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、公聴会を傍聴しようとする者の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。</p>	<p>第七条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、公聴会を傍聴しようとする者の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。</p>
<p>（公聴会の記録）</p>	<p>（公聴会の記録）</p>
<p>第八条 議長は、公聴会の終了後、遅滞なく、公聴会の経過及び公述人等の発言の要旨を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。</p>	<p>第八条 議長は、公聴会の終了後、遅滞なく、公聴会の経過及び公述人等の発言の要旨を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。</p>
<p>（自然環境保全地域における保全のための施設）</p>	<p>（自然環境保全地域における保全のための施設）</p>
<p>第九条 条例第八条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第九条 条例第八条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 巡視歩道、標識、保護柵（さく）その他これらに類する施設</p>	<p>一 巡視歩道、標識、保護柵（さく）その他これらに類する施設</p>

改正後	改正前
<p>二 排水施設及び廃棄物処理施設 三 植生復元施設、病害虫等防除施設、砂防施設及び防火施設 四 給餌（じ）施設及び養殖施設 一部改正〔平成一二年規則四一号〕</p>	<p>二 排水施設及び廃棄物処理施設 三 植生復元施設、病害虫等防除施設、砂防施設及び防火施設 四 給餌（じ）施設及び養殖施設 一部改正〔平成一二年規則四一号〕</p>
<p>第十条 削除 〔平成一二年規則四一号〕 （特別地区内における行為の許可申請）</p>	<p>第十条 削除 〔平成一二年規則四一号〕 （特別地区内における行為の許可申請）</p>
<p>第十一条 条例第九条第四項の規定による許可の申請は、特別地区内行為許可申請書（別記第二号様式）を提出して行うものとする。 2 前項の特別地区内行為許可申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。 一 行為地の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真 三 行為の方法を説明するのに必要な土地又は工作物の縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図 四 行為終了後における行為地及びその付近の地形又は植生の復元計画があるときは、その内容を説明する図書 （特別地区内の行為の許可基準）</p>	<p>第十一条 条例第九条第四項の規定による許可の申請は、特別地区内行為許可申請書（別記第二号様式）を提出して行うものとする。 2 前項の特別地区内行為許可申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。 一 行為地の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真 三 行為の方法を説明するのに必要な土地又は工作物の縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図 四 行為終了後における行為地及びその付近の地形又は植生の復元計画があるときは、その内容を説明する図書 （特別地区内の行為の許可基準）</p>
<p>第十二条 条例第九条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一 工作物を新築すること。 イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。） （1）当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 （2）当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。） 当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ハ 次に掲げる工作物</p>	<p>第十二条 条例第九条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一 工作物を新築すること。 イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。） （1）当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 （2）当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。） 当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ハ 次に掲げる工作物</p>

改正後	改正前
<p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(イ) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備</p> <p>(ロ) 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十五条第二号において同じ。）その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設</p> <p>(ハ) 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設</p> <p>(ニ) 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設（樹林帯を除く。）</p> <p>(ホ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(ヘ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）</p> <p>(ト) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和三十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法<u>第六十六条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(チ) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和三十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十六条第一号へにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設</p> <p>(リ) 海洋水産資源開発促進法（昭和三十六年法律第六十号）第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設</p> <p>(ヌ) 土地改良法（昭和三十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設</p> <p>(ル) 道路法（昭和三十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下第十三号及び第十六条第十号を除き「道路」という。）であつて、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの</p>	<p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(イ) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備</p> <p>(ロ) 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十五条第二号において同じ。）その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設</p> <p>(ハ) 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設</p> <p>(ニ) 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設（樹林帯を除く。）</p> <p>(ホ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(ヘ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）</p> <p>(ト) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和三十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法<u>第四十条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(チ) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和三十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十六条第一号へにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設</p> <p>(リ) 海洋水産資源開発促進法（昭和三十六年法律第六十号）第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設</p> <p>(ヌ) 土地改良法（昭和三十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設</p> <p>(ル) 道路法（昭和三十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下第十三号及び第十六条第十号を除き「道路」という。）であつて、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの</p>

改正後	改正前
<p>(ヲ) 道路を管理するための建築物</p> <p>(ワ) 鉄道、軌道又は索道</p> <p>(カ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む。）</p> <p>(ヨ) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設</p> <p>(タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設</p> <p>(レ) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設</p> <p>(ソ) 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物</p> <p>(ツ) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設</p> <p>(ネ) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物</p> <p>(ナ) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）</p> <p>(ラ) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ム) 教育又は試験研究を行うための工作物</p> <p>(ウ) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設</p> <p>(ノ) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路</p> <p>(オ) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物</p> <p>(ク) 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物</p> <p>(ヤ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物</p> <p>(マ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）</p>	<p>(ヲ) 道路を管理するための建築物</p> <p>(ワ) 鉄道、軌道又は索道</p> <p>(カ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む。）</p> <p>(ヨ) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設</p> <p>(タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設</p> <p>(レ) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設</p> <p>(ソ) 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物</p> <p>(ツ) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設</p> <p>(ネ) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物</p> <p>(ナ) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）</p> <p>(ラ) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ム) 教育又は試験研究を行うための工作物</p> <p>(ウ) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設</p> <p>(ノ) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路</p> <p>(オ) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物</p> <p>(ク) 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物</p> <p>(ヤ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物</p> <p>(マ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>(ケ) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物</p> <p>(フ) 千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第四条第一項の規定により指定された指定有形文化財又は同条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝若しくは千葉県指定天然記念物の保存のための建築物</p> <p>(コ) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物</p> <p>(エ) (イ)から(ホ)まで、(ト)から(ヌ)まで、(ワ)又は(ヨ)から(オ)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物</p> <p>(テ) 条例第九条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第十四条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物</p> <p>ニ イ、ロ又はハに該当する建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）</p> <p>(1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地</p> <p>(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地</p> <p>(三) 現に存する建築物の敷地である土地</p> <p>(四) (一)又は(二)の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）</p>	<p>(ケ) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物</p> <p>(フ) 千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第四条第一項の規定により指定された指定有形文化財又は同条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝若しくは千葉県指定天然記念物の保存のための建築物</p> <p>(コ) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物</p> <p>(エ) (イ)から(ホ)まで、(ト)から(ヌ)まで、(ワ)又は(ヨ)から(オ)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物</p> <p>(テ) 条例第九条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第十四条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物</p> <p>ニ イ、ロ又はハに該当する建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）</p> <p>(1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地</p> <p>(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地</p> <p>(三) 現に存する建築物の敷地である土地</p> <p>(四) (一)又は(二)の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）</p>

改正後	改正前
<p>(2) 当該普通建築物の高さが、十メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。</p> <p>(一) 特別地区内に現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合</p> <p>(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合</p> <p>(三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合</p> <p>(3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、二百平方メートル（当該新築が(2)の(三)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計）を超えないこと。ただし、当該新築が(1)の(一)又は(二)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）</p> <p>(1) 当該工作物の高さが十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートルを超えないこと。</p> <p>(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>二 工作物を改築すること。</p> <p>イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支</p>	<p>(2) 当該普通建築物の高さが、十メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。</p> <p>(一) 特別地区内に現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合</p> <p>(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合</p> <p>(三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合</p> <p>(3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、二百平方メートル（当該新築が(2)の(三)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計）を超えないこと。ただし、当該新築が(1)の(一)又は(二)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）</p> <p>(1) 当該工作物の高さが十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートルを超えないこと。</p> <p>(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>二 工作物を改築すること。</p> <p>イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支</p>

改正後	改正前
<p>障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。） 当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ハ 前号ハに掲げる工作物 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ニ イ、ロ又はハに該当する建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。） （１）当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル（改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。 （２）当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。） （１）当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。 （２）当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>三 工作物を増築すること。</p> <p>イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。） （１）当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 （２）当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。） 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及</p>	<p>障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。） 当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ハ 前号ハに掲げる工作物 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ニ イ、ロ又はハに該当する建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。） （１）当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル（改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。 （２）当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。） （１）当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。 （２）当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>三 工作物を増築すること。</p> <p>イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。） （１）当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 （２）当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。） 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及</p>

改正後	改正前
<p>ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ハ 第一号ハに掲げる工作物 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ニ イ、ロ又はハに該当する建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）</p> <p>(1) 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル（増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。</p> <p>(2) 当該増築後の当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が、次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地</p> <p>(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地</p> <p>(3) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）</p> <p>(1) 当該増築後の工作物の高さが、十メートル（増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。</p> <p>(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>四 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の</p>	<p>ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ハ 第一号ハに掲げる工作物 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ニ イ、ロ又はハに該当する建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）</p> <p>(1) 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル（増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。</p> <p>(2) 当該増築後の当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が、次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地</p> <p>(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地</p> <p>(3) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）</p> <p>(1) 当該増築後の工作物の高さが、十メートル（増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。</p> <p>(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>四 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の</p>

改正後	改正前
<p>保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ 土地を開墾すること。</p> <p>ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ニ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ホ 千葉県文化財保護条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝又は千葉県指定天然記念物の保存のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ヘ 養浜のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ト 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。</p> <p>五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 当該行為が、次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。</p> <p>ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。</p> <p>ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>ニ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>ホ 露天掘でない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>六 水面を埋め立て、又は干拓すること。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>七 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>八 木竹を伐採すること。 当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>	<p>保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ 土地を開墾すること。</p> <p>ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ニ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ホ 千葉県文化財保護条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝又は千葉県指定天然記念物の保存のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ヘ 養浜のために土地の形質を変更すること。</p> <p>ト 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。</p> <p>五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 当該行為が、次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。</p> <p>ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。</p> <p>ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>ニ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>ホ 露天掘でない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>六 水面を埋め立て、又は干拓すること。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>七 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>八 木竹を伐採すること。 当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>

改正後	改正前
<p>九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。 当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十二 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十三 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十四 次に掲げる行為 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為 ロ 法令又は条例に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為 一部改正〔平成元年規則七号・四年六三号・一二年四一号・一七年四一号・二〇年一〇号・二一年九号・二三年四〇号・二七年四五号・</p>	<p>九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。 当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十二 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十三 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>十四 次に掲げる行為 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為 ロ 法令又は条例に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為 一部改正〔平成元年規則七号・四年六三号・一二年四一号・一七年四一号・二〇年一〇号・二一年九号・二三年四〇号・二七年四五号・</p>

改正後	改正前
<p>二八年三七号]</p> <p>(特別地区内における非常災害の応急措置に係る行為の届出)</p> <p>第十三条 条例第九条第七項の規定による届出は、特別地区内非常災害応急措置届出書(別記第三号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の特別地区内非常災害応急措置届出書には、行為の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図を添付しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(特別地区内における経過措置に係る行為の届出)</p> <p>第十四条 条例第九条第九項の規定による届出は、特別地区内既着手行為届出書(別記第四号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の特別地区内既着手行為届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 行為地の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 行為の方法を説明するのに必要な土地又は工作物の縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第十五条 条例第九条第十項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 砂防法第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。</p> <p>二 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>三 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>四 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて、河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの</p> <p>五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>六 道路法第二条に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)</p> <p>七 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、</p>	<p>二八年三七号]</p> <p>(特別地区内における非常災害の応急措置に係る行為の届出)</p> <p>第十三条 条例第九条第七項の規定による届出は、特別地区内非常災害応急措置届出書(別記第三号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の特別地区内非常災害応急措置届出書には、行為の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図を添付しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(特別地区内における経過措置に係る行為の届出)</p> <p>第十四条 条例第九条第九項の規定による届出は、特別地区内既着手行為届出書(別記第四号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の特別地区内既着手行為届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 行為地の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 行為の方法を説明するのに必要な土地又は工作物の縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第十五条 条例第九条第十項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 砂防法第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。</p> <p>二 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>三 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>四 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて、河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの</p> <p>五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>六 道路法第二条に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)</p> <p>七 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、</p>

改正後	改正前
<p>特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第十四条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。</p> <p>八 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。</p> <p>九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十一 水道法第三条第八項に規定する水道施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>十二 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為 一部改正〔平成四年規則六三号・二三年四〇号・二四年四五号・二七年四五号〕 （特別地区内における許可等を要しない行為）</p> <p>第十六条 条例第九条第十項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。 ロ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する</p>	<p>特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第十四条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。</p> <p>八 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。</p> <p>九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十一 水道法第三条第八項に規定する水道施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>十二 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為 一部改正〔平成四年規則六三号・二三年四〇号・二四年四五号・二七年四五号〕 （特別地区内における許可等を要しない行為）</p> <p>第十六条 条例第九条第十項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。 ロ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する</p>

改正後	改正前
<p>海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のための標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。</p> <p>ハ 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。</p> <p>ニ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法<u>第六十六条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて、条例第九条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第十四条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>ホ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ヘ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ト 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>チ 道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。</p> <p>リ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。</p> <p>ヌ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。</p> <p>ル 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。</p>	<p>海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のための標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。</p> <p>ハ 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。</p> <p>ニ <u>漁港漁場整備法</u>第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法<u>第四十条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて、条例第九条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第十四条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>ホ <u>漁港漁場整備法</u>第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ヘ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ト 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>チ 道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。</p> <p>リ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。</p> <p>ヌ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。</p> <p>ル 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。</p>

改正後	改正前
<p>ヲ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ワ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>カ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。</p> <p>ヨ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。</p> <p>レ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。</p> <p>ソ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。</p> <p>ネ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>ナ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。</p> <p>ラ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（（イ）から（ハ）まで又は（チ）に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において（イ）から（ハ）まで又は（チ）に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。</p> <p>（イ） 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるきん舎又は畜舎</p> <p>（ロ） 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するものであつて、高さが二十メートル以下のもの</p> <p>（ハ） 当該建築物の高さを超えない高さの物干場</p> <p>（ニ） 旗ざおその他これに類するもの</p>	<p>ヲ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ワ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>カ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。</p> <p>ヨ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。</p> <p>レ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。</p> <p>ソ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。</p> <p>ネ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>ナ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。</p> <p>ラ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（（イ）から（ハ）まで又は（チ）に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において（イ）から（ハ）まで又は（チ）に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。</p> <p>（イ） 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるきん舎又は畜舎</p> <p>（ロ） 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するものであつて、高さが二十メートル以下のもの</p> <p>（ハ） 当該建築物の高さを超えない高さの物干場</p> <p>（ニ） 旗ざおその他これに類するもの</p>

改正後	改正前
<p>(ホ) 門、塀、給水設備又は消火設備</p> <p>(ヘ) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備</p> <p>(ト) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）</p> <p>(チ) 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）</p> <p>ム 条例第九条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第十四条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>ウ 法令若しくは条例の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。</p> <p>二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。</p> <p>三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>ロ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。</p> <p>ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。）にあつては、知事に通知したもの）に限る。）。</p> <p>四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>ハ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p>	<p>(ホ) 門、塀、給水設備又は消火設備</p> <p>(ヘ) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備</p> <p>(ト) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）</p> <p>(チ) 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）</p> <p>ム 条例第九条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第十四条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>ウ 法令若しくは条例の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。</p> <p>二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。</p> <p>三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>ロ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。</p> <p>ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。）にあつては、知事に通知したもの）に限る。）。</p> <p>四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>ハ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p>

改正後	改正前
<p>五 木竹を伐採することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。</p> <p>ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。</p> <p>ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。</p> <p>ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。</p> <p>ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。</p> <p>六 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。</p> <p>七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。</p> <p>ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。</p> <p>ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。</p> <p>ホ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>チ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。</p> <p>ヌ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。</p> <p>ル 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、</p>	<p>五 木竹を伐採することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。</p> <p>ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。</p> <p>ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。</p> <p>ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。</p> <p>ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。</p> <p>六 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。</p> <p>七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。</p> <p>ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。</p> <p>ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。</p> <p>ホ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>チ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。</p> <p>ヌ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。</p> <p>ル 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、</p>

改正後	改正前
<p>当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 森林の整備及び保全を図るために条例第九条第四項第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。</p> <p>九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第九条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。</p> <p>ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。</p> <p>ハ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。</p> <p>ニ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。</p> <p>ホ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの</p> <p>（イ） 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。</p> <p>（ロ） 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。</p> <p>十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて、次に掲げるもの</p>	<p>当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 森林の整備及び保全を図るために条例第九条第四項第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。</p> <p>九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第九条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。</p> <p>ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。</p> <p>ハ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。</p> <p>ニ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。</p> <p>ホ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの</p> <p>（イ） 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。</p> <p>（ロ） 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。</p> <p>十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて、次に掲げるもの</p>

改正後	改正前
<p>イ 砂防法第一条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ハ 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ニ 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ホ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ヘ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ト <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>チ 船舶から冷却水を排出すること。</p> <p>リ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。</p> <p>ヌ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。</p> <p>ル 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿を浄化槽（建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又</p>	<p>イ 砂防法第一条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ハ 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ニ 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ホ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ヘ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ト <u>漁港漁場整備法</u>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>チ 船舶から冷却水を排出すること。</p> <p>リ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。</p> <p>ヌ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。</p> <p>ル 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿を浄化槽（建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又</p>

改正後	改正前
<p>は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ニ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ヘ 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ト 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>リ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）<u>第六十三条第一項第一号</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に</p>	<p>は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ニ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ヘ 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ト 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>リ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）<u>第六十三条第一号</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に</p>

改正後	改正前
<p>規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(イ) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>(ロ) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。</p> <p>(ニ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。</p> <p>(ホ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(ヘ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。</p> <p>ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為</p> <p>ホ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為</p> <p>ヘ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）</p> <p>ト 千葉県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された指定有形文化財又は同条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝若しくは千葉県指定天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）</p> <p>チ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設であ</p>	<p>規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(イ) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>(ロ) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。</p> <p>(ニ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。</p> <p>(ホ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(ヘ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。</p> <p>ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為</p> <p>ホ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為</p> <p>ヘ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）</p> <p>ト 千葉県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された指定有形文化財又は同条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝若しくは千葉県指定天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）</p> <p>チ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設であ</p>

改正後	改正前
<p>る索道等」という。)及び同法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)</p> <p>リ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>ヌ 工作物の修繕のための行為</p> <p>第十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第九条第四項第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第九条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為</p> <p>一部改正〔昭和五七年規則七七号・平成元年七号・四年六三号・一二年四一号・一七年四一号・二〇年一〇号・二一年九号・二三年四〇号・二四年四五号・二五年二〇号・二七年五八号〕</p> <p>(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第十七条 条例第十条第三項第五号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一部改正〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)</p> <p>第十八条 条例第十条第三項第六号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第十六条第一号、第五号ロからホまで又は第十二号イからトまで、リ若しくはヌに掲げる行為(同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。)</p>	<p>る索道等」という。)及び同法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)</p> <p>リ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>ヌ 工作物の修繕のための行為</p> <p>第十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第九条第四項第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第九条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為</p> <p>一部改正〔昭和五七年規則七七号・平成元年七号・四年六三号・一二年四一号・一七年四一号・二〇年一〇号・二一年九号・二三年四〇号・二四年四五号・二五年二〇号・二七年五八号〕</p> <p>(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第十七条 条例第十条第三項第五号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一部改正〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)</p> <p>第十八条 条例第十条第三項第六号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第十六条第一号、第五号ロからホまで又は第十二号イからトまで、リ若しくはヌに掲げる行為(同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。)</p>

改正後	改正前
<p>二 条例第九条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。</p>	<p>二 条例第九条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。</p>
<p>三 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p>	<p>三 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p>
<p>イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）</p>	<p>イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）</p>
<p>ロ 学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ、知事に届け出たもの（国立大学及び公立の大学にあつては、知事に通知したもの）に限る。）</p>	<p>ロ 学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ、知事に届け出たもの（国立大学及び公立の大学にあつては、知事に通知したもの）に限る。）</p>
<p>ハ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。</p>	<p>ハ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。</p>
<p>ニ 建築物の存する敷地内で行う行為</p>	<p>ニ 建築物の存する敷地内で行う行為</p>
<p>四 前各号に掲げる行為に附帯する行為</p>	<p>四 前各号に掲げる行為に附帯する行為</p>
<p>一部改正〔平成元年規則七号・四年六三号・二三年四〇号〕 （野生動植物捕獲等の許可申請）</p>	<p>一部改正〔平成元年規則七号・四年六三号・二三年四〇号〕 （野生動植物捕獲等の許可申請）</p>
<p>第十九条 条例第十条第三項第七号の規定による許可の申請は、野生動植物保護地区内行為許可申請書（別記第五号様式）を提出して行うものとする。</p>	<p>第十九条 条例第十条第三項第七号の規定による許可の申請は、野生動植物保護地区内行為許可申請書（別記第五号様式）を提出して行うものとする。</p>
<p>2 前項の野生動植物保護地区内行為許可申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添付しなければならない。</p>	<p>2 前項の野生動植物保護地区内行為許可申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添付しなければならない。</p>
<p>一部改正〔平成四年規則六三号・二三年四〇号〕 （普通地区内における行為の届出）</p>	<p>一部改正〔平成四年規則六三号・二三年四〇号〕 （普通地区内における行為の届出）</p>
<p>第二十条 条例第十一条第一項の規定による届出は、普通地区内行為届出書（別記第六号様式）を提出して行うものとする。</p>	<p>第二十条 条例第十一条第一項の規定による届出は、普通地区内行為届出書（別記第六号様式）を提出して行うものとする。</p>
<p>2 前項の普通地区内行為届出書には、第十一条第二項各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p>	<p>2 前項の普通地区内行為届出書には、第十一条第二項各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p>
<p>（工作物の基準）</p>	<p>（工作物の基準）</p>
<p>第二十一条 条例第十一条第一項第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第二十一条 条例第十一条第一項第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>一 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル</p>	<p>一 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル</p>
<p>二 道路 幅員二メートル</p>	<p>二 道路 幅員二メートル</p>
<p>三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類する工作物 高さ三十メートル</p>	<p>三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類する工作物 高さ三十メートル</p>
<p>四 ダム 高さ二十メートル</p>	<p>四 ダム 高さ二十メートル</p>

改正後	改正前
<p>五 送水管、ガス管その他これらに類する工作物 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル</p>	<p>五 送水管、ガス管その他これらに類する工作物 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル</p>
<p>六 その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル (普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p>	<p>六 その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル (普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p>
<p>第二十二条 条例第十一条第六項第四号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。 一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕 (普通地区内における届出等を要しない行為)</p>	<p>第二十二条 条例第十一条第六項第四号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。 一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕 (普通地区内における届出等を要しない行為)</p>
<p>第二十三条 条例第十一条第六項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第二十三条 条例第十一条第六項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの イ 第十六条第一号に掲げるもの(同号ツ、ラ及びムに掲げるものを除く。) ロ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。</p>	<p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの イ 第十六条第一号に掲げるもの(同号ツ、ラ及びムに掲げるものを除く。) ロ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。</p>
<p>ハ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。</p>	<p>ハ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。</p>
<p>ニ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)</p>	<p>ニ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)</p>
<p>ホ 条例第十一条第一項の規定による届出(条例第十四条第二項の規定による通知を含む。)をした行為(条例第十一条第二項の規定による命令に違反しないものに限る。)、この条の各号に掲げる行為又は第二十一条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。</p>	<p>ホ 条例第十一条第一項の規定による届出(条例第十四条第二項の規定による通知を含む。)をした行為(条例第十一条第二項の規定による命令に違反しないものに限る。)、この条の各号に掲げる行為又は第二十一条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。</p>
<p>二 土地の形質を変更することであつて、次に掲げるもの イ 第十二条第四号ロからへまでに掲げるもの ロ 第二十一条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うために、当該新築、改築又は増築を</p>	<p>二 土地の形質を変更することであつて、次に掲げるもの イ 第十二条第四号ロからへまでに掲げるもの ロ 第二十一条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うために、当該新築、改築又は増築を</p>

改正後	改正前
<p>行う土地の区域内において、土地の形質を変更すること。</p> <p>ハ 面積が二百平方メートルを超えない土地の形質の変更であつて、高さが二メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 第十二条第五号ロからホまでに掲げるもの</p> <p>ロ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、その面積が二百平方メートルを超えないもの</p> <p>五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>ロ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際すでにその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ロ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。</p> <p>(イ) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>(ロ) 用排水施設（幅員が四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。</p> <p>(ニ) 宅地を造成すること。</p>	<p>行う土地の区域内において、土地の形質を変更すること。</p> <p>ハ 面積が二百平方メートルを超えない土地の形質の変更であつて、高さが二メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 第十二条第五号ロからホまでに掲げるもの</p> <p>ロ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、その面積が二百平方メートルを超えないもの</p> <p>五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>ロ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際すでにその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ロ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。</p> <p>(イ) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>(ロ) 用排水施設（幅員が四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。</p> <p>(ニ) 宅地を造成すること。</p>

改正後	改正前
<p>(ホ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれらと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。</p> <p>(へ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。</p> <p>ハ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為</p> <p>ニ 第十六条第十二号ニからヌまでに掲げる行為（同号へ及びトに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）</p> <p>ホ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）</p> <p>七 前各号に掲げる行為に附帯する行為 一部改正〔平成四年規則六三号・一二年四一号・二三年四〇号〕 (生態系維持回復事業の確認)</p> <p>第二十三条の二 国及び他の地方公共団体が、条例第十四条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。</p> <p>一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 生態系の状況の把握及び監視</p> <p>ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除</p> <p>ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善</p> <p>ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖</p> <p>ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発</p> <p>へ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等 追加〔平成二三年規則四〇号〕 (生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第二十三条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第十四条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人又は被保佐人</p>	<p>(ホ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれらと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。</p> <p>(へ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。</p> <p>ハ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為</p> <p>ニ 第十六条第十二号ニからヌまでに掲げる行為（同号へ及びトに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）</p> <p>ホ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）</p> <p>七 前各号に掲げる行為に附帯する行為 一部改正〔平成四年規則六三号・一二年四一号・二三年四〇号〕 (生態系維持回復事業の確認)</p> <p>第二十三条の二 国及び他の地方公共団体が、条例第十四条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。</p> <p>一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 生態系の状況の把握及び監視</p> <p>ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除</p> <p>ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善</p> <p>ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖</p> <p>ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発</p> <p>へ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等 追加〔平成二三年規則四〇号〕 (生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第二十三条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第十四条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人又は被保佐人</p>

改正後	改正前
<p>ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第二十三条の四 条例第十四条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(別記第六号様式の二)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第十四条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。</p> <p>3 条例第十四条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)</p> <p>第二十三条の五 条例第十四条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p>第二十三条の六 条例第十四条の三第七項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(別記第六号様式の三)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第二十三条の七 条例第十四条の三第九項に規定する軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届(別記第六号様式の四)を知事に提出して行うものとする。</p>	<p>ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第二十三条の四 条例第十四条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(別記第六号様式の二)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第十四条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。</p> <p>3 条例第十四条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)</p> <p>第二十三条の五 条例第十四条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p>第二十三条の六 条例第十四条の三第七項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(別記第六号様式の三)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第二十三条の七 条例第十四条の三第九項に規定する軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届(別記第六号様式の四)を知事に提出して行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (教育又は学術研究のために行う行為の届出)</p> <p>第二十四条 第十六条第三号ニ又は第十八条第三号ロの規定による届出は、教育又は学術研究行為届出書(別記第七号様式)に行為の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図を添付して行うものとする。 一部改正〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>第三章 郷土環境保全地域 (郷土環境保全地域となる区域の最低面積)</p> <p>第二十五条 条例第十五条第一項の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。 (郷土環境保全地域の指定等の案の公告)</p> <p>第二十六条 条例第十五条第三項において準用する条例第六条第三項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 郷土環境保全地域の名称 二 郷土環境保全地域(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域 三 郷土記念物の名称及び所在地 四 郷土環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所</p> <p>2 第三条第二項の規定は、条例第十六条第二項の規定による公告について準用する。 (郷土環境保全地域における保全のための施設)</p> <p>第二十七条 条例第十七条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 郷土記念物の維持及び修繕の施設 二 巡視歩道、標識、保護柵(さく)その他これらに類する施設 三 排水施設及び廃棄物処理施設 四 植栽施設、病虫害等防除施設、砂防施設及び防火施設 一部改正〔平成一二年規則四一号〕</p> <p>第二十八条 削除 〔平成一二年規則四一号〕 (郷土環境保全地域内において届出を要する工作物の基準)</p> <p>第二十九条 条例第十八条第一項第二号の規則で定める基準は、第二十一条各号に定めるとおりとする。 (郷土環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共</p>	<p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (教育又は学術研究のために行う行為の届出)</p> <p>第二十四条 第十六条第三号ニ又は第十八条第三号ロの規定による届出は、教育又は学術研究行為届出書(別記第七号様式)に行為の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図を添付して行うものとする。 一部改正〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>第三章 郷土環境保全地域 (郷土環境保全地域となる区域の最低面積)</p> <p>第二十五条 条例第十五条第一項の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。 (郷土環境保全地域の指定等の案の公告)</p> <p>第二十六条 条例第十五条第三項において準用する条例第六条第三項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 郷土環境保全地域の名称 二 郷土環境保全地域(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域 三 郷土記念物の名称及び所在地 四 郷土環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所</p> <p>2 第三条第二項の規定は、条例第十六条第二項の規定による公告について準用する。 (郷土環境保全地域における保全のための施設)</p> <p>第二十七条 条例第十七条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 郷土記念物の維持及び修繕の施設 二 巡視歩道、標識、保護柵(さく)その他これらに類する施設 三 排水施設及び廃棄物処理施設 四 植栽施設、病虫害等防除施設、砂防施設及び防火施設 一部改正〔平成一二年規則四一号〕</p> <p>第二十八条 削除 〔平成一二年規則四一号〕 (郷土環境保全地域内において届出を要する工作物の基準)</p> <p>第二十九条 条例第十八条第一項第二号の規則で定める基準は、第二十一条各号に定めるとおりとする。 (郷土環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共</p>

改正後	改正前
<p>団体の行為)</p> <p>第三十条 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第六項第四号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕</p> <p>(郷土環境保全地域内における届出等を要しない行為)</p> <p>第三十一条 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第六項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 郷土記念物の現状を変更することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 郷土記念物の保存又は保育のために必要な行為</p> <p>ロ 郷土記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、その部分の復旧が不可能と認められる場合において、その部分を除去すること。</p> <p>ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為</p> <p>ニ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為</p> <p>ホ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>二 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為については、第二十三条第一号に掲げる行為</p> <p>三 土地の形質を変更する行為については、第二十三条第二号に掲げる行為</p> <p>四 鉱物を掘採し、土石を採取する行為については、第二十三条第三号に掲げる行為</p> <p>五 水面を埋め立て、又は干拓する行為については、第二十三条第四号に掲げる行為</p> <p>六 木竹を伐採する行為については、第十六条第五号に掲げる行為</p> <p>七 第二号から前号までに掲げるもののほか、第二十三条第六号に掲げる行為</p> <p>一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕</p> <p>(郷土環境保全地域内における行為の届出)</p> <p>第三十二条 条例第十八条第一項の規定による届出は、郷土環境保全地域内行為届出書(別記第八号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の郷土環境保全地域内行為届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p>	<p>団体の行為)</p> <p>第三十条 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第六項第四号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕</p> <p>(郷土環境保全地域内における届出等を要しない行為)</p> <p>第三十一条 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第六項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 郷土記念物の現状を変更することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 郷土記念物の保存又は保育のために必要な行為</p> <p>ロ 郷土記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、その部分の復旧が不可能と認められる場合において、その部分を除去すること。</p> <p>ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為</p> <p>ニ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為</p> <p>ホ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>二 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為については、第二十三条第一号に掲げる行為</p> <p>三 土地の形質を変更する行為については、第二十三条第二号に掲げる行為</p> <p>四 鉱物を掘採し、土石を採取する行為については、第二十三条第三号に掲げる行為</p> <p>五 水面を埋め立て、又は干拓する行為については、第二十三条第四号に掲げる行為</p> <p>六 木竹を伐採する行為については、第十六条第五号に掲げる行為</p> <p>七 第二号から前号までに掲げるもののほか、第二十三条第六号に掲げる行為</p> <p>一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕</p> <p>(郷土環境保全地域内における行為の届出)</p> <p>第三十二条 条例第十八条第一項の規定による届出は、郷土環境保全地域内行為届出書(別記第八号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の郷土環境保全地域内行為届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>一 行為地の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図</p> <p>三 行為の方法を説明するのに必要な土地又は工作物の縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>四 行為終了後における行為地及びその付近の地形若しくは植生又は郷土記念物の復元計画があるときは、その内容を説明する図書</p>	<p>一 行為地の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図</p> <p>三 行為の方法を説明するのに必要な土地又は工作物の縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>四 行為終了後における行為地及びその付近の地形若しくは植生又は郷土記念物の復元計画があるときは、その内容を説明する図書</p>
<p>第四章 緑地環境保全地域 (緑地環境保全地域となる区域の最低面積)</p>	<p>第四章 緑地環境保全地域 (緑地環境保全地域となる区域の最低面積)</p>
<p>第三十三条 条例第二十条第一項の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。 (緑地環境保全地域の指定等の案の公告)</p>	<p>第三十三条 条例第二十条第一項の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。 (緑地環境保全地域の指定等の案の公告)</p>
<p>第三十四条 条例第二十条第二項において準用する条例第六条第三項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 緑地環境保全地域の名称</p> <p>二 緑地環境保全地域(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域</p> <p>三 緑地環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所</p>	<p>第三十四条 条例第二十条第二項において準用する条例第六条第三項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 緑地環境保全地域の名称</p> <p>二 緑地環境保全地域(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域</p> <p>三 緑地環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所</p>
<p>2 第三条第二項の規定は、条例第二十一条第二項の規定による公告について準用する。 (緑地環境保全地域における保全のための施設)</p>	<p>2 第三条第二項の規定は、条例第二十一条第二項の規定による公告について準用する。 (緑地環境保全地域における保全のための施設)</p>
<p>第三十五条 条例第二十二条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 巡視歩道、標識、保護柵(さく)その他これらに類する施設</p> <p>二 排水施設及び廃棄物処理施設</p> <p>三 植栽施設、病虫害等防除施設、砂防施設及び防火施設</p> <p>一部改正〔平成一二年規則四一号〕</p>	<p>第三十五条 条例第二十二条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 巡視歩道、標識、保護柵(さく)その他これらに類する施設</p> <p>二 排水施設及び廃棄物処理施設</p> <p>三 植栽施設、病虫害等防除施設、砂防施設及び防火施設</p> <p>一部改正〔平成一二年規則四一号〕</p>
<p>第三十六条 削除 〔平成一二年規則四一号〕 (緑地環境保全地域内において届出を要する工作物の基準)</p>	<p>第三十六条 削除 〔平成一二年規則四一号〕 (緑地環境保全地域内において届出を要する工作物の基準)</p>
<p>第三十七条 条例第二十三条第一項第一号の規則で定める基準は、第二十一条各号に定めるとおりとする。 (緑地環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p>	<p>第三十七条 条例第二十三条第一項第一号の規則で定める基準は、第二十一条各号に定めるとおりとする。 (緑地環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p>
<p>第三十八条 条例第二十三条第二項において準用する条例第十一条第六項第四</p>	<p>第三十八条 条例第二十三条第二項において準用する条例第十一条第六項第四</p>

改正後	改正前
<p>号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。 一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕 (緑地環境保全地域内における届出等を要しない行為)</p> <p>第三十九条 条例第二十三条第二項において準用する条例第十一条第六項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為については、第二十三条第一号に掲げる行為</p> <p>二 土地の形質を変更する行為については、第二十三条第二号に掲げる行為</p> <p>三 鉱物を掘採し、土石を採取する行為については、第二十三条第三号に掲げる行為</p> <p>四 水面を埋め立て、又は干拓する行為については、第二十三条第四号に掲げる行為</p> <p>五 木竹を伐採する行為については、第十六条第五号に掲げる行為</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、第二十三条第六号に掲げる行為 一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕 (緑地環境保全地域内における行為の届出)</p> <p>第四十条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、緑地環境保全地域内行為届出書(別記第九号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の緑地環境保全地域内行為届出書には、第十一条第二項各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>第五章 協定 (自然環境保全協定の対象となる行為)</p> <p>第四十一条 条例第二十五条第四号の規則で定める行為は、雑草の除去のための大量の薬剤散布その他自然環境の保全に著しい影響を及ぼすおそれがあると知事が認める行為とする。 (緑化協定の対象となる土地の最低面積)</p> <p>第四十二条 条例第二十六条の規則で定める土地の面積は、次の各号に掲げる土地の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 工場用地 一ヘクタール</p> <p>二 住宅用地 十ヘクタール</p> <p>三 その他の土地 一ヘクタール</p> <p>第六章 雑則 (自然保護取締員)</p>	<p>号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。 一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕 (緑地環境保全地域内における届出等を要しない行為)</p> <p>第三十九条 条例第二十三条第二項において準用する条例第十一条第六項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為については、第二十三条第一号に掲げる行為</p> <p>二 土地の形質を変更する行為については、第二十三条第二号に掲げる行為</p> <p>三 鉱物を掘採し、土石を採取する行為については、第二十三条第三号に掲げる行為</p> <p>四 水面を埋め立て、又は干拓する行為については、第二十三条第四号に掲げる行為</p> <p>五 木竹を伐採する行為については、第十六条第五号に掲げる行為</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、第二十三条第六号に掲げる行為 一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕 (緑地環境保全地域内における行為の届出)</p> <p>第四十条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、緑地環境保全地域内行為届出書(別記第九号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の緑地環境保全地域内行為届出書には、第十一条第二項各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>第五章 協定 (自然環境保全協定の対象となる行為)</p> <p>第四十一条 条例第二十五条第四号の規則で定める行為は、雑草の除去のための大量の薬剤散布その他自然環境の保全に著しい影響を及ぼすおそれがあると知事が認める行為とする。 (緑化協定の対象となる土地の最低面積)</p> <p>第四十二条 条例第二十六条の規則で定める土地の面積は、次の各号に掲げる土地の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 工場用地 一ヘクタール</p> <p>二 住宅用地 十ヘクタール</p> <p>三 その他の土地 一ヘクタール</p> <p>第六章 雑則 (自然保護取締員)</p>

改正後	改正前
<p>第四十三条 条例第十二条第二項（条例第十九条第一項及び条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の自然保護取締員は、地域振興事務所の長をもつて充てる。</p> <p>2 条例第十二条第二項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第十二条第一項（条例第十九条第一項及び条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行為の中止を命ずることとする。</p> <p>3 条例第十二条第三項の証明書の様式は、別記第十号様式とする。</p> <p>一部改正〔平成一六年規則八〇号・二三年四〇号〕</p> <p>（証明書の様式）</p>	<p>第四十三条 条例第十二条第二項（条例第十九条第一項及び条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の自然保護取締員は、地域振興事務所の長をもつて充てる。</p> <p>2 条例第十二条第二項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第十二条第一項（条例第十九条第一項及び条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行為の中止を命ずることとする。</p> <p>3 条例第十二条第三項の証明書の様式は、別記第十号様式とする。</p> <p>一部改正〔平成一六年規則八〇号・二三年四〇号〕</p> <p>（証明書の様式）</p>
<p>第四十四条 条例第十三条第二項（条例第十九条第二項及び条例第二十四条第二項において準用する場合を含む。）又は条例第二十八条第四項の証明書の様式は、別記第十一号様式とする。</p> <p>（補償請求）</p>	<p>第四十四条 条例第十三条第二項（条例第十九条第二項及び条例第二十四条第二項において準用する場合を含む。）又は条例第二十八条第四項の証明書の様式は、別記第十一号様式とする。</p> <p>（補償請求）</p>
<p>第四十五条 条例第二十九条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。</p> <p>一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p>二 補償請求の理由</p> <p>三 補償請求額の総額及びその内訳</p> <p>2 前項の請求書には、補償請求額を算出する基礎となつた資料を添付するものとする。</p>	<p>第四十五条 条例第二十九条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。</p> <p>一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p>二 補償請求の理由</p> <p>三 補償請求額の総額及びその内訳</p> <p>2 前項の請求書には、補償請求額を算出する基礎となつた資料を添付するものとする。</p>
<p>第四十六条 削除</p> <p>削除〔平成一二年規則四一号〕</p> <p>（奨励金等に対する補助）</p>	<p>第四十六条 削除</p> <p>削除〔平成一二年規則四一号〕</p> <p>（奨励金等に対する補助）</p>
<p>第四十七条 条例第三十一条の規定による補助は、次の各号に掲げる樹木又は緑地の保全のため市町村が奨励金等の支給を行つている場合に行うものとする。</p> <p>一 樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること。</p> <p>イ 一・五メートルの高さにおける幹の周囲（株立ちした樹木にあつては、一・五メートルの高さにおける幹の周囲の和に〇・五を乗じて得た数値）が一・二メートル以上であること。</p> <p>ロ 高さが十二メートル以上であること。</p>	<p>第四十七条 条例第三十一条の規定による補助は、次の各号に掲げる樹木又は緑地の保全のため市町村が奨励金等の支給を行つている場合に行うものとする。</p> <p>一 樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること。</p> <p>イ 一・五メートルの高さにおける幹の周囲（株立ちした樹木にあつては、一・五メートルの高さにおける幹の周囲の和に〇・五を乗じて得た数値）が一・二メートル以上であること。</p> <p>ロ 高さが十二メートル以上であること。</p>

改正後	改正前
<p>二 緑地については、その面積が千平方メートル以上であり、かつ、適正に管理されていること。</p> <p>2 条例第三十一条の規定による補助の額は、市町村が支給する額の二分の一以内の額とする。この場合において、当該補助の額の限度は、樹木にあつては一本につき年額七百円、緑地にあつては一平方メートルにつき年額三円とする。</p> <p>(固定資産税減収額に対する補てん)</p> <p>第四十八条 条例第三十二条の規定による市町村の財政に影響が生じたことによる補てんは、固定資産税減収額に対する補てんを受けようとする市町村に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した当該年度の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値が〇・八に満たない場合に行う。</p> <p>2 条例第三十二条の規定による補てんの額は、次の各号に掲げる保全地域の区分に従い、固定資産税の減収額に当該各号に定める率を乗じて得た額以内の額とする。</p> <p>一 自然環境保全地域 特別地区にあつては三分の二、普通地区にあつては二分の一</p> <p>二 郷土環境保全地域 二分の一</p> <p>三 緑地環境保全地域 二分の一</p> <p>3 条例第三十二条の規定による補てんの申請は、固定資産税減収額補てん申請書（別記第十二号様式）を提出して行うものとする。</p> <p>4 前項の固定資産税減収額補てん申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 保全地域内の固定資産の所有者ごとにその固定資産の種類（土地については、地番、地目及び地積を記載すること。）別に固定資産税課税標準価格、税率及び減収額を記載した書面</p> <p>二 固定資産の所在を明らかにした二万五千分の一以上の地形図</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、特に必要があると認める図書</p> <p>(自然保護指導員の任命等)</p> <p>第四十九条 条例第三十三条の自然保護指導員は、次の各号に該当する者のうちから任命する。</p> <p>一 自然環境の保全に関し、相当な知識と熱意を有し、かつ、その業務を遂行できる者であること。</p>	<p>二 緑地については、その面積が千平方メートル以上であり、かつ、適正に管理されていること。</p> <p>2 条例第三十一条の規定による補助の額は、市町村が支給する額の二分の一以内の額とする。この場合において、当該補助の額の限度は、樹木にあつては一本につき年額七百円、緑地にあつては一平方メートルにつき年額三円とする。</p> <p>(固定資産税減収額に対する補てん)</p> <p>第四十八条 条例第三十二条の規定による市町村の財政に影響が生じたことによる補てんは、固定資産税減収額に対する補てんを受けようとする市町村に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した当該年度の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値が〇・八に満たない場合に行う。</p> <p>2 条例第三十二条の規定による補てんの額は、次の各号に掲げる保全地域の区分に従い、固定資産税の減収額に当該各号に定める率を乗じて得た額以内の額とする。</p> <p>一 自然環境保全地域 特別地区にあつては三分の二、普通地区にあつては二分の一</p> <p>二 郷土環境保全地域 二分の一</p> <p>三 緑地環境保全地域 二分の一</p> <p>3 条例第三十二条の規定による補てんの申請は、固定資産税減収額補てん申請書（別記第十二号様式）を提出して行うものとする。</p> <p>4 前項の固定資産税減収額補てん申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 保全地域内の固定資産の所有者ごとにその固定資産の種類（土地については、地番、地目及び地積を記載すること。）別に固定資産税課税標準価格、税率及び減収額を記載した書面</p> <p>二 固定資産の所在を明らかにした二万五千分の一以上の地形図</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、特に必要があると認める図書</p> <p>(自然保護指導員の任命等)</p> <p>第四十九条 条例第三十三条の自然保護指導員は、次の各号に該当する者のうちから任命する。</p> <p>一 自然環境の保全に関し、相当な知識と熱意を有し、かつ、その業務を遂行できる者であること。</p>

改正後	改正前
<p>二 県職員以外の者であること。</p> <p>2 自然保護指導員は、非常勤とする。</p> <p>3 自然保護指導員の任用期間は、一年をこえないものとする。</p> <p>4 自然保護指導員が、第一項第一号に該当しなくなつたとき又はその他不適当と認められたときは、解任する。</p> <p>5 自然保護指導員は、その業務を遂行するに当たっては、千葉県自然環境指導員証（別記第十三号様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。</p> <p>（許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等）</p> <p>第五十条 条例第九条第四項若しくは条例第十条第三項第七号の規定による許可を受けた行為又は条例第十一条第一項、条例第十八条第一項若しくは条例第二十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面並びに第十一条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第三十二条第二項又は第四十条第二項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図書（以下この条において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにした図書を添付すれば足りる。</p> <p>2 前項に該当するもののほか、条例第九条第四項若しくは条例第十条第三項第七号の規定による許可の申請又は条例第九条第九項、条例第十一条第一項、条例第十八条第一項若しくは条例第二十三条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。</p> <p>一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第五十一条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二部を行為地を所管する地域振興事務所の長（二以上の地域振興事務所の所管区域にわたる行為に係る書類にあつては、当該行為が主として行われる土地を所管する地域振興事務所の長）を経由して提出するものとする。ただし、行為地を所管する地域振興事務所が置かれていない場合は、地域振興事務所の長を経由することを要しないものとする。</p> <p>一部改正〔平成一六年規則八〇号・一七年四一号・一九〇号・一八年一八号・二三年四〇号〕</p>	<p>二 県職員以外の者であること。</p> <p>2 自然保護指導員は、非常勤とする。</p> <p>3 自然保護指導員の任用期間は、一年をこえないものとする。</p> <p>4 自然保護指導員が、第一項第一号に該当しなくなつたとき又はその他不適当と認められたときは、解任する。</p> <p>5 自然保護指導員は、その業務を遂行するに当たっては、千葉県自然環境指導員証（別記第十三号様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。</p> <p>（許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等）</p> <p>第五十条 条例第九条第四項若しくは条例第十条第三項第七号の規定による許可を受けた行為又は条例第十一条第一項、条例第十八条第一項若しくは条例第二十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面並びに第十一条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第三十二条第二項又は第四十条第二項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図書（以下この条において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにした図書を添付すれば足りる。</p> <p>2 前項に該当するもののほか、条例第九条第四項若しくは条例第十条第三項第七号の規定による許可の申請又は条例第九条第九項、条例第十一条第一項、条例第十八条第一項若しくは条例第二十三条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。</p> <p>一部改正〔平成一二年規則四一号・二三年四〇号〕</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第五十一条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二部を行為地を所管する地域振興事務所の長（二以上の地域振興事務所の所管区域にわたる行為に係る書類にあつては、当該行為が主として行われる土地を所管する地域振興事務所の長）を経由して提出するものとする。ただし、行為地を所管する地域振興事務所が置かれていない場合は、地域振興事務所の長を経由することを要しないものとする。</p> <p>一部改正〔平成一六年規則八〇号・一七年四一号・一九〇号・一八年一八号・二三年四〇号〕</p>

改正後	改正前
<p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十七年十二月十七日規則第七十七号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年一月二十四日規則第七号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成四年四月三日規則第六十三号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第十号様式（裏）の改正規定（「20万円」を「50万円」に、「10万円」を「30万円」に改める部分に限る。）、別記第十一号様式その一（裏）の改正規定（「5万円」を「20万円」に改める部分に限る。）及び同様式その二（裏）の改正規定（「5万円」を「20万円」に改正する部分に限る。）は、平成四年五月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成十年八月十八日規則第七十四号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十二年三月二十八日規則第四十一号） この規則は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十六年四月一日規則第八十号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十七年三月二十五日規則第四十一号） この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第十二条第一号(ト)及び(チ)の改正規定並びに第十六条第一号、第三号、第七号及び第九号チの改正規定 公布の日</p> <p>二 第五十一条の表の改正規定（東葛飾県民センターの項所管する区域の欄</p>	<p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十七年十二月十七日規則第七十七号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年一月二十四日規則第七号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成四年四月三日規則第六十三号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第十号様式（裏）の改正規定（「20万円」を「50万円」に、「10万円」を「30万円」に改める部分に限る。）、別記第十一号様式その一（裏）の改正規定（「5万円」を「20万円」に改める部分に限る。）及び同様式その二（裏）の改正規定（「5万円」を「20万円」に改正する部分に限る。）は、平成四年五月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成十年八月十八日規則第七十四号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十二年三月二十八日規則第四十一号） この規則は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十六年四月一日規則第八十号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十七年三月二十五日規則第四十一号） この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第十二条第一号(ト)及び(チ)の改正規定並びに第十六条第一号、第三号、第七号及び第九号チの改正規定 公布の日</p> <p>二 第五十一条の表の改正規定（東葛飾県民センターの項所管する区域の欄</p>

改正後	改正前
<p>中「並びに東葛飾郡」を削る部分に限る。) 平成十七年三月二十八日 三 第五十一条の表の改正規定(北総県民センター海匠事務所の項所管する区域の欄中「海上郡及び」を削る部分に限る。) 平成十七年七月一日 附 則(平成十七年十二月二日規則第百九十号) この規則は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第五十一条の表北総県民センター海匠事務所の項の改正規定は、平成十八年一月二十三日から施行する。 附 則(平成十八年三月十七日規則第十八号) この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、第五十一条の表南房総県民センター安房事務所の項の改正規定は、同月二十日から施行する。 附 則(平成二十年三月十四日規則第十号) この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則(平成二十一年三月十七日規則第九号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成二十三年三月三十一日規則第四十号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。 (経過措置) 12 新規則第十三条及び第二条の規定による改正後の千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条の規定は、この規則の施行後にされる新条例第十九条第一項及び改正条例第二条の規定による改正後の千葉県自然環境保全条例第九条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。 13 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則(平成二十四年三月三十日規則第四十五号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成二十五年三月十五日規則第二十号) この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。 附 則(平成二十七年五月二十八日規則第四十五号抄) (施行期日)</p>	<p>中「並びに東葛飾郡」を削る部分に限る。) 平成十七年三月二十八日 三 第五十一条の表の改正規定(北総県民センター海匠事務所の項所管する区域の欄中「海上郡及び」を削る部分に限る。) 平成十七年七月一日 附 則(平成十七年十二月二日規則第百九十号) この規則は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第五十一条の表北総県民センター海匠事務所の項の改正規定は、平成十八年一月二十三日から施行する。 附 則(平成十八年三月十七日規則第十八号) この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、第五十一条の表南房総県民センター安房事務所の項の改正規定は、同月二十日から施行する。 附 則(平成二十年三月十四日規則第十号) この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則(平成二十一年三月十七日規則第九号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成二十三年三月三十一日規則第四十号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。 (経過措置) 12 新規則第十三条及び第二条の規定による改正後の千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条の規定は、この規則の施行後にされる新条例第十九条第一項及び改正条例第二条の規定による改正後の千葉県自然環境保全条例第九条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。 13 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則(平成二十四年三月三十日規則第四十五号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成二十五年三月十五日規則第二十号) この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。 附 則(平成二十七年五月二十八日規則第四十五号抄) (施行期日)</p>

改正後	改正前
<p>1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中千葉県立自然公園条例施行規則第十四条第七号、第十五条第五号及び第十九条第十四号並びに別記第十三号様式の二及び第十四号様式（裏）の改正規定並びに第二条中千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条第一号ハの改正規定 公布の日</p> <p>二 （略）</p> <p>附 則（平成二十七年十月二日規則第五十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十八年三月三十一日規則第三十七号） この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号） この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和六年三月二十九日規則第二十六号）</u> <u>この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第十二号イの改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中千葉県立自然公園条例施行規則第十四条第七号、第十五条第五号及び第十九条第十四号並びに別記第十三号様式の二及び第十四号様式（裏）の改正規定並びに第二条中千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条第一号ハの改正規定 公布の日</p> <p>二 （略）</p> <p>附 則（平成二十七年十月二日規則第五十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十八年三月三十一日規則第三十七号） この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号） この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。 (新設)</p>
<p>別記</p> <p>第一号様式 削除 〔平成12年規則41号〕</p> <p>第二号様式 (第十一条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年63号・11年89号・23年40号〕</p> <p>第三号様式 (第十三条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第四号様式 (第十四条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第五号様式 (第十九条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年63号・11年89号〕</p> <p>第六号様式 (第二十条第一項)</p>	<p>別記</p> <p>第一号様式 削除 〔平成12年規則41号〕</p> <p>第二号様式 (第十一条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年63号・11年89号・23年40号〕</p> <p>第三号様式 (第十三条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第四号様式 (第十四条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第五号様式 (第十九条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年63号・11年89号〕</p> <p>第六号様式 (第二十条第一項)</p>

改正後	改正前
<p>一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第六号様式の二 （第二十三条の四） 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p> <p>第六号様式の三 （第二十三条の六） 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p> <p>第六号様式の四 （第二十三条の七） 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p> <p>第七号様式 （第二十四条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年63号・11年89号〕</p> <p>第八号様式 （第三十二条第一項） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第九号様式 （第四十条第一項） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第十号様式 （第四十三条第三項） 一部改正〔平成4年規則63号・20年10号・23年40号〕</p> <p>第十一号様式 （第四十四条） 一部改正〔平成4年規則63号・20年10号〕</p> <p>第十二号様式 （第四十八条第三項） 一部改正〔昭和53年規則18号〕</p> <p>第十三号様式 （第四十九条第五項）</p>	<p>一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第六号様式の二 （第二十三条の四） 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p> <p>第六号様式の三 （第二十三条の六） 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p> <p>第六号様式の四 （第二十三条の七） 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p> <p>第七号様式 （第二十四条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年63号・11年89号〕</p> <p>第八号様式 （第三十二条第一項） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第九号様式 （第四十条第一項） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕</p> <p>第十号様式 （第四十三条第三項） 一部改正〔平成4年規則63号・20年10号・23年40号〕</p> <p>第十一号様式 （第四十四条） 一部改正〔平成4年規則63号・20年10号〕</p> <p>第十二号様式 （第四十八条第三項） 一部改正〔昭和53年規則18号〕</p> <p>第十三号様式 （第四十九条第五項）</p>